

会 派 代 表 質 問 通 告 書

2024年2月21日

高島市議会議長 廣本 昌久 様

会 派 名 (日本共産党高島市議団)

高島市議会議員 10番 森脇 徹

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号2) 発 言 事 項	いちご農園訴訟と優良農地活用の市の責任について
要旨（項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。）	
1、市農産物輸出施設補助事業における不適切支出において「支出効果はなかった概算払い支出金」の事業者への返還訴訟と損害責任について問う。 ① 昨年9月に市長が事業者を相手取った「未返還3億7375万円回収訴訟」で、裁判の進行状況はどうか。 ② 補助取り消し申請があった昨年5月30日時点で、事業者に返還義務が生じた「認容案件」だ。相手業者は委任弁護士を立て反証している。遅延額含めた完全返還以外にないと考えるが、市は完全返還を貫くか、それ以外の展開余地があるのか。	

- ③ 本訴と同時に、市長は市民から、民法上での損害賠償責任を問う行政訴訟を受訴している。損害額を請求されての公判経過はどうか。
- ④ 大津地方裁判所において、裁判官の論点整理は何だと、市長委任弁護士から報告を受けているか。
- ⑤ 本行政訴訟事件で、市長が被告となっている弁護士費用の原資は、どこから支出し委任しているか。

2、昨年12月議会一般質問で、13農家と賃借契約を結んでいる52000㎡のいちご大農園の今後におき、副市長は「市民に寄り添い、何かあれば農地所有者に寄り添って対応する」旨、答弁された。大事な答弁と受け止めている。当該予定地は3条申請の目的通り、農地としての用途とし、農地利用目的を達成するため、市として今後、どう対応されていくのか。

3、いちご農園計画地が工事中断する状況にある中、隣接するステージスⅡ期計画地においても、具体的な実施計画が示されないまま、市が農地を賃借で管理している。良好な保全とはいえない実態があり、利活用されない農地が連続していく懸念がある。市として主導的な役割を果たしていくべきではないか。